

14. 水銀排出施設（種類、規模要件、排出基準）

別表第10（大気汚染防止法施行規則別表第3の3）

項	施設の種類		規模要件	排出基準（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ） （施設設置年月日）	
				～H30. 3. 31 *1	H30. 4. 1～*1
1	小型石炭混焼ボイラー		施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	15 (0n=6%)	10 (0n=6%)
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	10 (0n=6%)	8 (0n=6%)
3	一次施設	銅又は工業金	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30	15
4		鉛又は亜鉛	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	50	30
5	二次施設	銅	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅の精錬の用に供するもの	300	50
5の2		鉛又は亜鉛	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	400	50
6		工業金	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	50	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	80 *2 (0n=10%)	50 (0n=10%)

8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物焼却炉，産業廃棄物焼却炉，下水汚泥焼却炉）	施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号，第5号，第8号，第10号，第11の2号，第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であつて，火格子面積が2平方メートル以上であるか，若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて，廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	50 (On=12%)	30 (On=12%)
9	石炭ガス化複合発電施設（IGCC施設）	施行令別表第1の29の項に掲げるガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	10 *1 (On=16%)	8 *1 (On=16%)
10	水銀含有汚泥等の焼却炉等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	100 (On=12%)	50 (On=12%)

(*1) 第9項「石炭ガス化複合発電施設（IGCC施設）」については、「～H30.3.31」及び「H30.4.1～」をそれぞれ「～R7.9.30」及び「R7.10.1～」に読み替えるものとする。

(*2) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては，140 μ g/m³とする。

備考

1. 一次精錬とは，硫化鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して銅，鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して金を精錬するものをいう。

2. 水銀濃度の測定結果の基準との適否については，表中1，2，7～9の項については下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行い，それ以外の施設については補正しない。（熱源として電気を使用する施設も補正はしない。）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において，C，On，Os及びCsは，それぞれ次の値を表すものとする。

C：酸素濃度Onにおける水銀濃度（ μ g/m³）

On：標準酸素濃度（%）

Os：排出ガス中の酸素濃度（%）（当該濃度が20%を超える場合にあっては，20%とする。）

Cs：環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を，温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（ μ g/m³）